

# まもりすまい地盤保証制度

## 地盤会社登録マニュアル

(地盤調査会社・地盤補強工事会社用)

2025 年度版



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人

**住宅保証機構**

## もくじ

### ■まもりすまい地盤保証制度 地盤会社の登録について

---

- |                    |   |     |
|--------------------|---|-----|
| 1. まもりすまい地盤保証制度の概要 | … | P 2 |
| 2. 地盤会社の登録手続き      | … | P 3 |

制度全般に関するお問い合わせは下記まで

#### 住宅保証機構株式会社

東京都港区芝公園 3-1-38 芝公園三丁目ビル  
03-6435-8870

制度全般および本マニュアルに関するお問い合わせは下記まで

#### まもりすまい地盤保証制度 事務局

#### 株式会社地盤審査補償事業

Tel. 03-6272-9814 / Mail. p10@mkcons.co.jp

## 1. まもりすまい地盤保証制度の概要

### (1) まもりすまい地盤保証制度について

まもりすまい地盤保証制度（以下「地盤保証制度」という）は、株式会社地盤審査補償事業の地盤保険「The PERFECT 10W」を会員価格で利用できる、住宅保証機構株式会社（以下「当社」という）の登録地盤会社向けのサービスです。

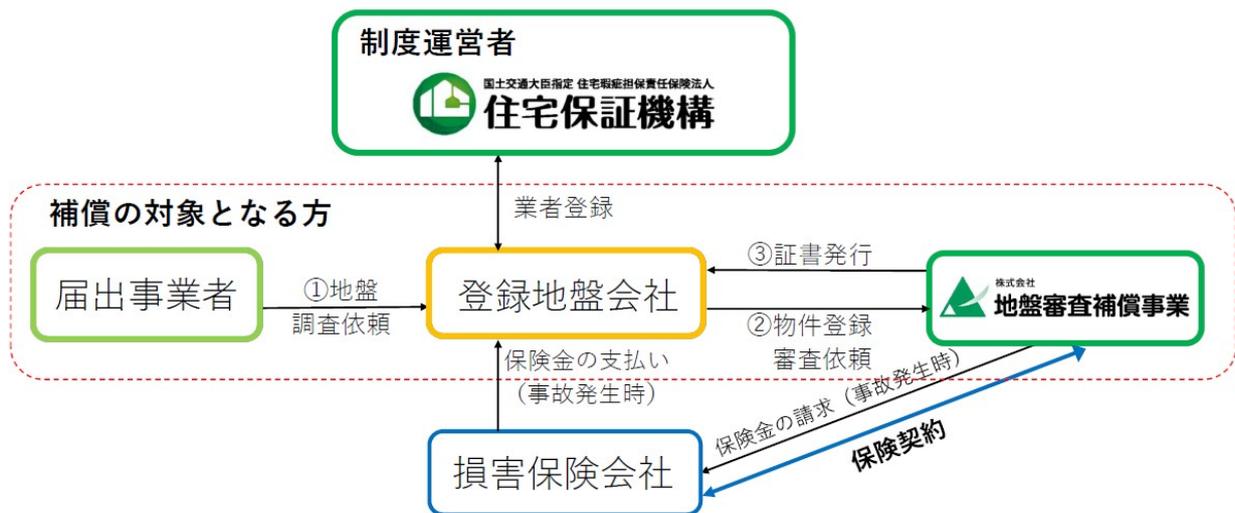
地盤保証制度を利用する地盤調査会社、地盤補強工事会社は、当社に「登録地盤会社」としての登録が必要です。対象となる建物等については、「まもりすまい地盤保証制度物件登録マニュアル」をご参照ください。

### (2) 地盤保証制度概要

この地盤保証制度は、株式会社地盤審査補償事業（以下「地盤審査補償事業」という）の地盤保険「The PERFECT 10W」と連携しています。当社に登録された「登録地盤会社」による地盤調査、地盤補強工事などの対象業務に起因して、対象建物に財物の損壊が発生し、補償の対象となる方が法律上の賠償責任を負担することにより損害が生じた場合、保険金を請求することができます。

補償の対象となる方は、「届出事業者」、「登録地盤会社」、「株式会社地盤審査補償事業」です。

#### ・制度概要図



登録地盤会社が、届出事業者からの依頼にもとづき地盤調査、調査結果の考察を行います。地盤審査補償事業は、登録地盤会社の調査結果の考察に対し審査承認を行います。また、考察で地盤補強が必要となった場合、その地盤補強工事の設計計画、地盤補強工事の施工内容について地盤審査補償事業が審査承認を行います。

### (3) 登録地盤会社が倒産した場合について

万が一、登録地盤会社が倒産等により保証を履行できない場合は、その物件に関連している他の補償対象者にて、保険会社に保険金の請求をすることができます。

（当社からの代理請求及び所有者からの保険金請求はできません。）

## 2. 地盤会社の登録手続き

地盤保証制度のご利用いただく場合は、始めに地盤保証の利用会社としての登録（以下「地盤会社登録」という）が必要です。

### (1) 地盤会社登録前に確認いただく事項

#### 1) 登録の方法

地盤会社の登録は、地盤団体を通じて登録します。

##### ○団体登録

地盤会社登録は、原則として次の地盤保証連携団体（以下「地盤団体」という。）を通じて行って頂きます。現在、地盤団体に入会されていない方は、団体への入会を行ってから本申請を行ってください。

各団体への入会条件等は、各団体にお問い合わせください。

なお、複数の地盤団体に所属されている場合は、所属している地盤団体のいずれかを通じて地盤会社登録の申請を行ってください。申請窓口を選ばなかった地盤団体に対しては、申請書類一式の写しを提出してください。

地盤会社登録料を重複してお支払いいただく必要はありません。

#### 地盤団体・問い合わせ窓口(2024年7月1日現在)

NPO 住宅地盤品質協会 事務局（以下「住品協」）		
〒113-0034 東京都文京区湯島 4-6-12	湯島ハイツ B-222	TEL 03-3830-9823
NPO 住宅地盤診断センター（ビック株式会社）		
〒113-0021 東京都文京区本駒込 6-20-4		TEL 03-5395-5023

#### 2) 登録要件

地盤会社登録するためには、次の①～⑥の要件を全て充足することが必要です。

##### ① 業務内容

住宅等の宅地に対する地盤調査業務及び地盤補強工事業務又はこのいずれかの業務を行っており、かつ地盤調査結果の考察を行っていること。

##### ② 業務方法書の整備

ア. 地盤調査業務、地盤調査結果の考察業務及び地盤補強工事業務（以下「地盤業務」）に関する業務方法書が定められており、当該業務方法について当社の承認を得ること。

イ. 地盤業務について、業務方法書を遵守し適切に実施すること。

##### ③ 法人としての技術力

ア. 法人として、業務地域において、継続して3年以上①に定める業務を営んでいること。

イ. 地盤団体の基準等を満たす専任の技術責任者が事業規模に応じて適切に配置されていること。

##### ④ 法人としての要件

ア. 法人であること

イ. 貸借対照表において債務超過の状態にないこと。

⑤ その他

当社が別に定める欠格事由に該当しないこと。

＜欠格事由＞	
(1)	民法第8条に規定する成年被後見人、民法第11条に規定する被保佐人又は破産者で復権を得ない者
(2)	禁固以上の刑に処せられ又は住宅の供給に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
(3)	建設業法（昭和24年5月24日法律第100号。以下同じ。）により許可を取消された者（当該許可を取消された者が法人である場合は、当該取消しの日前30日以内に当該法人の代表者であった者若しくはその者が代表者となる法人、又は当該登録を取消された者が個人である場合は、その者が代表者となる法人を含む。）で、その取消しの日から2年を経過しない者
(4)	建設業法により営業の停止又は禁止を命じられ、又は宅地建物取引業法（昭和27年6月10日法律第176号。以下同じ。）により業務の停止を命じられ、その期間が経過しない者
(5)	その他、住宅品質確保促進法、建築基準法、宅地建物取引業法など住宅の供給に関する法令、地盤調査等の業務に関連する法令に違反して登録、免許、許可などを取り消され当該業務を行うことができないものとされた場合、その処分が終了して2年を経過しない者、またはその代表者等が代表者である者
(6)	機構から登録を取消された者（当該登録を取消された者が法人である場合は、当該取消し日前30日以内に当該法人の代表者であった者若しくはその者が代表者となる法人、又は当該登録を取消された者が個人である場合は、その物が代表者となる法人を含む。）又は、継続して登録を受けられなかった者で、その取り消しの日から2年を経過しない者
(7)	営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人が前（1）から（6）までのいずれかに該当する者
(8)	法人でその代表者が前（1）又は（2）のいずれかに該当する者

3) 登録に係る諸費用

①地盤会社登録料

ア. 地盤会社登録料

新規登録料	50,000 円（消費税別）
更新登録料	25,000 円（消費税別）

イ. 支払い方法

地盤会社登録にあたっては、登録初年度は地盤会社登録申請後に「新規登録料」をお支払い頂きます。「新規登録料」は、当社の指定口座へお振り込みいただけます。

なお、登録要件に適合しないなど、登録地盤会社として登録が不可能だった場合は、当社からの申請結果の通知後に、事前にお支払いいただいた地盤会社登録料（50,000 円税別）は全額返金いたします。

2年目以降は、「更新登録料」をお支払いいただけます。2年目以降の「更新登録料」は、新規地盤会社登録の際に、当社にご通知いただいた金融機関口座から引き落としをさせていただきます。登録期間の満了時期が近づきましたら（満了日の3ヶ月前）更新登録のご案内をいたします。

#### 4) 登録の有効期間

登録の有効期間は1年間です。

### (2) 地盤会社登録の手続き

#### 1) 地盤会社の登録申請

##### ①地盤会社登録申請書

上記の窓口に次の申請書類一式を送付し、地盤会社登録申請を行ってください。なお、当社指定書式については、住宅保証機構ホームページ <https://www.mamoris.jp/download> からダウンロードできます。

##### <地盤会社の新規登録に必要な書類>

- ア 地盤保証制度業者登録申請書（当社指定書式）
- イ 誓約書（当社指定書式）
- ウ 事業概要書（当社指定書式）
- エ 地盤業務に関する業務方法書※
- オ 技術者の一覧表（当社指定書式）※
- カ 技術責任者の略歴書（当社指定書式）※
- キ 口座振替依頼書（当社指定書式）
- ク 登記簿（写）
- ケ 定款等（写）
- コ 決算報告書（損益計算書、貸借対象表、財産目録の直近年度分）（写）

※団体指定の書式を利用いただく必要があります。

書式については、所属地盤団体にお問い合わせください。

##### ②地盤会社登録

上記申請に基づき当社は登録審査の上、登録地盤会社として当社に登録いたします。

登録地盤会社として登録された皆様には、「地盤会社登録証」を交付いたします。

##### ③登録地盤会社名簿の公表

登録地盤会社として登録された皆様は、弊社ホームページの登録地盤会社名簿で公表いたします。

##### ④登録地盤会社様への情報提供

登録地盤会社の皆様へはメールマガジンにて地盤保証制度および当社が運営する各制度について情報提供いたします。また、届出事業者さま専用ページから地盤情報サービスを利用できます。

<https://www.mamoris.jp/member/login/>

##### ⑤株式会社地盤審査補償事業との連携

株式会社地盤審査補償事業の地盤保険「The PERFECT 10W」を会員価格で利用するため、登録地盤会社として登録された皆様の情報は、株式会社地盤審査補償事業の地盤保険「The PERFECT 10W」を利用するためのシステムに登録いたします。

## 2) 登録内容に変更が生じた場合

### ①住所、電話番号、社名、組織形態等の変更

「地盤保証制度業者登録申請書」(ダウンロード可)、もしくは新規登録の際にお送りしている「地盤会社登録申請・変更受理証」に業者登録番号、業者名称を記入し、備考欄に変更の内容を記入してください。当社 業務部あてに F A X、もしくは郵送でお送りください。

### ②口座名義、口座番号、金融機関の変更

「預金口座振替依頼書」に記入のうえ、金融機関でお手続きをしてください。金融機関の受領印が押してある契約先控を当社 業務部あてに郵送でお送りください。

## 3) 更新登録申請に必要な書類

<申請に必要な書類>	<変更のある場合のみ必要な書類>
a.更新登録申請書兼業者登録内容確認書 (指定書式。更新期限の概ね 3 か月前に送付します。) b.決算書(直近年度)	c.事業概要書(※1) d.技術責任者の略歴書(※1) e.技術者一覧表(※1) f.預金口座振替依頼書(※1) …口座名義、口座番号等の変更がある場合に提出してください。 g.業務方法書…業務方法の追加を行う場合に提出してください。

※ 1 当社ホームページから Word 版もダウンロードできます。( <https://www.mamoris.jp/download> )

※ 2 住品協会の方は、c.d.eの書類は団体指定の書式がございます。使用する書類につきましては、住品協ホームページ( [https://www.juhinkyo.jp/business\\_cooperation/mamoris/](https://www.juhinkyo.jp/business_cooperation/mamoris/) ) からダウンロードすることができます。(住品協会の方は「技術者一覧表」が「所属技術者調査票」となります。)

### 【改訂履歴】

初版 : 2025/4/1